

大学医学部地域枠からの離脱要件について

令和 3 年 7 月
医療介護人材課

1 趣旨

令和3年4月28日付けで厚生労働省から「令和4年度の地域枠等の定義について」通知があり、新たに地域枠等の定義が示された。

この中で、各都道府県の医療対策協議会において、地域枠からの離脱要件等について協議を行い、大学志願時に本人と書面同意することとされた。

今回、地域枠の不同意離脱者の未然防止を図るため、本県として認める離脱要件を定めることとし、今後必要な手続きを行う。

2 地域枠からの離脱要件

広島県医師育成奨学金貸付規則に定める次の例を除き、原則として認めない。

具体例	同意基準 (奨学金債務)	規則
(大学在学中) 死亡または心身の故障のため退学	同意する (全部又は一部免除)	12Ⅱ①
(大学卒業後) 公的医療機関等で医師業務従事中		
業務上の理由により死亡または心身の故障のため 医師業務に従事することができなくなった場合	同意する (全部免除)	12Ⅰ④
業務以外の理由により死亡または心身の故障のため 医師業務に従事することができなくなった場合	同意する (全部又は一部免除)	12Ⅱ②

※ 心身の故障については、複数の第三者による事実認定が必要（医師による診断書等）

※ 所定の猶予期間（3年間）内での一時的な義務の中断を除く

3 運用方法

(1) 誓約書の徴取時期

地域枠の募集要項に離脱要件を明示し、入学志願時に本人及び法定代理人に誓約書の提出を求める（令和4年度以降の入学者が対象。広島大学・岡山大学とは調整済み）。

地域枠在学生及び現在義務履行中の卒業医師については、同内容を周知する。

(2) 義務離脱表明時の対応等

本人を含めた関係者による協議の場を設け、義務離脱の回避に向けた代替案の検討を行う。

【代替案が合意に至らない場合】

① 広島大学及び岡山大学共通

広島県から国及び一般社団法人日本専門医機構に不同意離脱者として報告する。報告された者は原則として日本専門医機構の専門医認定を受けられない。

② 広島大学のみ

在学中に離脱した者については、原則卒業を認めない。